

災害共済関係事業事務担当者研修会

公有自動車災害共済事業に関する留意点

(共済委託編)



公有自動車災害共済事業における共済委託に関する留意点

1 共済（責任）期間について

原則、1年。ただし、特別の場合、1年超又は1年未満の申し込み可。
共済責任期間は、共済期間の初日の午後4時から最終日の午後4時まで

☞ここに注意！

- ◆申込総括書は、共済期間開始日の前日までに必ず提出すること
⇒提出が無い場合、事故が発生しても共済金が支払われないことに
- ◆午後4時以前に車両を使用する場合は、納車の前日を共済責任期間の開始日としておくこと

2 共済基金分担金について

1年超又は1年未満のものは月割計算

3 共済の種類

(1) 車両共済

共済の目的である自動車及び付属品に生じた損害に対する共済

◆てん補責任

1回の事故によって生じた損害の額が1万円未満のときはてん補対象外

(2) 損害賠償共済

他人の生命、身体又は財物に与えた法律上の損害賠償義務を履行することにより被る損害

①対物損害賠償共済

他人の財物に与えた損害

責任額：100万円～1000万円(100万円単位)で任意に設定。最高は無制限。

②対人損害賠償共済

他人の生命・身体に与えた損害

責任額：2000万円～15000万円(1000万円単位)で任意に設定。最高は無制限
以下は自動付帯

ア 自損事故傷害共済金

運転者、運転補助者、当該自動車の搭乗中の者の死傷の損害で、自賠責保険の対象とならなかった場合

・死亡共済金～	1名につき	1500万円
・後遺障害共済金～	1名につき	1500万円～57万円
・医療共済金(20万円を限度)～	1名につき	入院6000円/日 通院4000円/日
・介護費用共済金～	1名につき	後遺障害等級 1級3、4号400万円 1級(3、4号以外)、2級、3級(3、4号)250万円

イ 無共済自動車傷害共済金

賠償資力が十分でない無共済(無保険)車の加害行為で、死亡又は後遺障害の損害を受けた場合(公務災害見舞金の対象となる者除く)

ウ 見舞金

ア) 公務災害見舞金～委託団体の業務中の職員で「公務災害補償制度」により補償を受けるべき者が生命又は身体に損害を受けたとき

死亡見舞金(200日以内の死亡)	1名につき	300万円
後遺障害見舞金(200日以内の後遺障害)	1名につき	300～11万円
医療見舞金(200日を限度)	1名につき	入院4000円/日 通院3000円/日

イ) 対人賠償見舞金

対人事故で生命又は身体を害したとき

死亡見舞金(200日以内の死亡)	1名につき	10万円
傷害見舞金(30日以上入院したとき)	1名につき	3万円

4 契約時の主な留意点

(1) 対物賠償無制限契約への移行！

少額の分担金で移行可！ 詳細は、別添資料2-4のとおり

(2) 公有自動車の業務委託先への貸出（⇒詳細は、例規集P177）

《必要要件》以下のすべての要件を満たす必要あり

- ①業務委託契約書が締結されていること
- ②自動車の貸借契約書が締結されていること
(様式は例規集P176の賃貸借契約の要件を準用)
- ③町村等が貸与自動車の使用状況を業務報告等により管理していること
- ④運転者は、原則、業務委託先の職員等であること

👉 ここに注意！

- ▶基本的に業務委託先以外への貸出は対象外⇒貸出先との関係の確認を！
- ▶請求時には、要件の具備を確認するため、上記書類の添付ができるように！

(3) 公有自動車のスポット的貸出の場合（⇒詳細は、例規集P180）

《スポット貸出が認められるケース》

- ▶公有車管理規程等に基づいて貸し出されるもので、貸出簿等により使用状況を掌握し、適切な指導、管理が行われている場合
- ▶公有車管理規程等が未制定の町村については、事前に使用許可申請を徴し行政遂行上あるいは公益性の観点から町村長が適当と認め許可した場合

👉 ここに注意！

- ▶対象となるのは、文字通りスポット（短期）のもののみ！
- ▶請求時には、管理規程、貸出記録簿、使用許可書等の（写）の添付が必要！

(4) その他の留意点

- ▶リース契約満了時の共済契約内容の変更（借上契約の解除）漏れ
- ▶車両ナンバー相違 ⇒ 特に「ひらがな」に相違あり。
「島根 500 ■ 123×」
- ▶消防車両の特別の装備の追加 ⇒ 車両見積額の調整